

川崎市上下水道局規程第30号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月1日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第62条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。